

【震災復旧・復興に関する地区説明会（室・湖西地区）】

日時：令和7年5月24日（土）13時～ 会場：西荒屋公民館

主な質疑（概要）

○：参加者からの意見・質問

●：町の回答

※補足事項

1. 公共施設復旧の進捗状況及び今後のスケジュールについて

○北部地区では、保育所・学校・公民館などを建て替えても人が戻ってこないのではないか。市街化調整区域を外さない限り、人が入ってこられず、施設整備も無意味になってしまっているのではないかと。町としての考えを聞きたい。

●町としても、市街化調整区域の撤廃は必要と考えている。町長就任以降、国や県に対し要望を行っている。実現には時間がかかることが想定されるが、創造的復興を目指し、住民説明会や勉強会を通じてメリットデメリットを整理しながら議論を重ねていきたい。

○境界確定の作業の進捗状況は。

●現在は県道における境界の確認作業が終わった段階。町道は今年度中に確認作業を終了する予定としている。また、民有地も今後測量していくこととしており、ズレの情報は皆様にも提示する。測量によって把握したズレが小さいエリアについては「地籍再調査事業」により、土地の所有者間の合意で境界を確定できる可能性がある。一方、大きくズレた地域では現行制度では土地区画整理事業等を実施することが想定されているが、長期間となることが想定されるため、地籍再調査で登記できるよう、新制度の創設を国に要望している。並行して既存制度の活用に向けた勉強会も実施する予定であり、皆様と知識を深めていきたい。

○地籍調査の第1調査地区・第2調査地区などの範囲はどのように決まっているのか。

●調査地区の具体的な場所は現時点では未定。北部地区・南部地区ともに今年度、抽出調査を行い、境界のずれの程度を把握したうえで今後、調査地区を決定する予定。

○境界確定を待たずに家を建てたい場合、どうすればよいか。町に助言いただくことは可能か。

●県道についてはほぼ境界確認が完了していると聞いている。また、町道についても現在確認中である。県道と町道のズレ幅が分かれば、およそそのズレ幅は判明する。そうなれば、ズレた境界に干渉しない位置で建てることは可能ではないかと考えている。ただし、ブロック塀などの構造物は境界が確定していない段階では建てないようにお願いしたい。

○航空写真やGPSを活用すれば境界の確認はできないのか。

●航空写真やGPSのデータは参考にはなるが、現データでは正確性には限界があり、地籍の確定に必要な精度はない。

2. 液状化対策工法に係る実証実験について 及び 3. 土地境界の画定に向けた対応について
その他

○私道を所有しているがこの場合はどうなるのか。

●私道も地籍の確定事業の対象である。

○現在も地盤が動いている。このような状況でも調査できるのか。

●地盤の状況を確認しながら、示したスケジュールに沿って地籍調査を進める予定。

○解体を申請はしたが、最終的に壊すか、修繕とするか、まだ決めきれないでいる。10月末が公費解体の終了期限となっているが、問題はないか。

●公費解体の最終期限が延長されるかは把握していないが、珠洲市や輪島市はこの期限内に終了するのは難しいと聞いている。県は現在、家屋を直すことにも補助を出す予定としており、迷っている場合はまだ壊さなくても良いという見解であった。10月末までに必ず解体を完了しなければならないというものではない。

○被災地で再建する者に対して、助成が少ないと感じている。

●県の交付金事業におけるさらなる再建の支援について、県に要望しているところである。また、液状化で宅地に被害を受けている場合、既存の被災宅地復旧支援制度が利用できる最大で958万円の補助になる。

○立憲民主党 野田代表が先日内灘町に来ていた。何を話されたか。

●主に内灘町の現状や課題を聞き取りされた。

○仮設住宅が建築された室団地の近くには遊休地が沢山あると思うが、活用しないのか。保育所や公民館などの公共施設を整備すれば住人は戻ってくるのではないか。

●同じように考えている。現在、公民館を当該圃場整備の場所へ移転することを検討している。また、災害公営住宅についてもこの付近に建設できないか検討中である。民地であり、農地でもあるが災害公営住宅であれば建設は可能であると確認ができている。小学校や保育所は元の場所での修理、再建を予定している。

○地籍調査事業や地盤改良等を待たずに再建したいと考えているが、町、国が地盤調査をした結果など、自分たちの住宅建築の参考にできないかと考えている。もしそのようなデータがあれば共有してほしいがいかがか。

●町としてデータは持っているが一般住宅を建てる時に提供可能かは検討する。個人でも数万円程度で地盤調査等を行うことが可能であり、被災宅地復旧支援制度において補助がある。当該制度の申請は、着工、竣工後でも可能である。

○被災宅地復旧支援制度の復旧する宅地の対象は、その宅地に建物を建てるのが前提か。更地となり、建物を建てない地面に適用することはできないか。

●建物を建てるのが前提となる。また、既存の建物を宅地と共に修理する場合、その宅地も対象となる。

○みなし仮設の入居期間延長についてはどうか。残り半年で退去しなければならない。

●国・県に強く延長を要望している。東日本大震災や熊本地震の事例をみると延長されている。もうしばらくお待ちいただきたい。

○輪島市では建物が解体された更地を一度行政が土地を買い上げ、災害公営住宅を建設し、10年後に居住者が当該住宅を買戻しか賃貸契約を選べる制度が実施されている。内灘町では液状化の被害が発生した土地に人が帰ってくるのか、自宅を解体し更地となった地面を地盤完了をして家を建て直すのは高齢世帯には難しい。輪島で実施している制度は内灘町では実施しないのか。

●輪島市の例は認識している。内灘町で導入するかは検討中であり、決まり次第周知する。また、液状化について、地下水位低下工法などの対策工事を住民合意を得たうえで、着実に実施し、同様の被害とならないように対応していきたい。その上で、住民が帰ってこれる地域を実現したい。

○公費解体し、更地になったが、業者立ち合いが終わるまで新しい建物を建てられないと聞いた。

●公費解体の最終立ち合いが終わっていない可能性がある。業者の多忙が原因かもしれないが、町から解体が終了した場所の立ち合いは速やかに行うように指導する。もうしばらくお待ちいただきたい。

○敷地が狭く、境界が未確定の敷地を避けて家屋を建築することは難しい。予め隣地所有者と、筆界について同意が得られた所有権界と地籍調査で表示された筆界が異なった場合、所有権界は尊重してもらえるか。

●筆界と所有権界の扱いについては、法務局などに確認し回答したい。

⇒金沢地方法務局へ確認。

※地籍再調査においては元々の筆界（地番境）がどこであったか、現在の境界がどこであるかを確認し、復元することになるため、当該調査において所有権界で復元することはありません。

○現在かほく市で再建しているが、元自宅のあった敷地の周辺で西部承水路の大規模な改修工事が行われている。自分の所有地の周囲で行われてる工事について、何も連絡がなかった。勝手に鉄板などが敷かれている。どういうことか。

●西部承水路工事に関しては石川県の事業である。県が周辺関係者に通知すべきである。町として県に今回のことは強く申し入れる。

○更地となった土地に隣接する町道ですが、境界のブロックに大きな亀裂があり、雨が降ると砂が道路に流れる。個人では対応が難しい。今後の対応を検討してほしい。

●道路の応急復旧は完了したが、水路については雨水の流れや砂の吸い出し等を確認している。本件については個別に状況を伺い、対応したい。

○解体が進んだエリアの中に一部損壊の家屋が1棟残り、開発の妨げになるのではないかと危惧している。家主は住んでおらず、町外で再建している。このような家屋を解体するのは、持ち主の負担も大きい、町で撤去はできないか。

●以前から課題となっているが、準半壊以下の判定であった建物の解体については補助する制度はない。県の交付金を活用した助成制度の創設を要望している。

○液状化の対策など、提示されたスケジュールでは遅い。もっと早められないのか。

●液状化対策工事は実証実験の結果を踏まえ、住民の合意を得て工事をするを予定しており、実証実験の結果が出るまでは期間をかけなければならない。ご理解願いたい。

○数年前の新潟の地震の際、地下水低下工法が実施された土地は今回の地震の際、実施されていない地域に比べ、被害がなかった。地下水位低下工法には効果が証明されている。この工法で決定したのではないのか。

●内灘町に適した対策を行うため、地盤改良工法も合わせて実証実験を行う。地下水位低下工法については効果や地盤沈下の影響を調査するためモニタリングに1年間という期間がかかることについて、ご理解いただきたい。

○復興公営住宅入居はいつ頃になるのか。

●令和9年度入居開始を目指している。